

院内感染対策サーベイランス運営委員会設置要綱

(趣旨及び目的)

第1条 各医療機関において実施される感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善方策を支援するため院内感染対策サーベイランス事業を実施し、その適切な運営を図るため、院内感染対策中央会議のもとに院内感染対策サーベイランス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 各参加医療機関より提出されたデータの精査、集計、解析、評価等に関すること
- (2) 各参加医療への還元情報等に関すること
- (3) ホームページ等で公開する解析情報等に関すること
- (4) 各参加医療機関からの問い合わせ等に関すること
- (5) 各参加医療機関への技術的支援等に関すること
- (6) サーベイランス項目に関すること
- (7) その他の院内感染対策サーベイランス事業の運営に関すること

(組織)

第3条 運営委員会は、委員10人以内で組織し、委員は厚生労働省医政局指導課長が任命する。

- 2 特定の事象に関連し検討の必要があるときは、運営委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、特定の事象に関連する検討が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 運営委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて厚生労働省医政局指導課長が招集し、会長は、運営委員会の議長となる。

- 2 会長が必要があると認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員の任期等)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

- 第7条 運営委員会の庶務は、厚生労働省医政局指導課において処理する。

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、厚生労働省医政局指導課長が定める。

附則

- この要綱は、平成19年6月29日から施行する。
- この要綱の一部改正は、平成24年3月16日から施行する。